

## 出資等に係る不要財産の横浜市への納付について

### 1 趣旨

地方独立行政法人法（以下、「法」といいます。）第 42 条の 2 第 1 項では、法人において不要となった出資財産は、設立団体の長の認可を受けて出資元に納付することとされています。また、法第 42 条の 2 第 5 項では、認可にあたっては、あらかじめ評価委員会の意見を聴くこととされています

公立大学法人横浜市立大学（以下、「市大」といいます。）の「客員教員宿舎 金沢ハウス」は、主に海外協定交流に基づく受入教員や外国人客員教員の宿泊施設として、平成 3 年に竣工された施設ですが、昨今の利用ニーズや周辺の住居環境の変化などの総合的な判断から、市大での利用の終了を決定しました。

当該物件は、市大が法人化された平成 17 年度に横浜市が市大へ土地を出資（建物は横浜市が市大へ無償貸付）したものであることから、市大から横浜市長あてに不要財産の納付の認可について申請がありましたので、委員の皆様にご認可についてお諮りします。

### 2 物件概要

- ・所在地 金沢区柴町 379 番 3

（金沢シーサイドライン「海の公園柴口駅」・「市大医学部駅」から徒歩 15 分）

- ・地目：宅地、地積：474.97 m<sup>2</sup>、建物：延床 303 m<sup>2</sup>
- ・平成 3 年竣工、鉄筋コンクリート造 2 階建て、  
単身室（30.12 m<sup>2</sup>）6 室、家族室（62.70 m<sup>2</sup>）1 室



### 3 今後のスケジュール（案）

- 5月13日 第98回横浜市公立大学法人評価委員会での意見聴取
- 9月 横浜市会第3回定例会に議案提出
- ・ 不要財産の納付の認可
  - ・ 定款の変更
- 10月 総務省及び文部科学省へ定款変更の認可申請
- 12月 納付手続き

#### 【参 考】地方独立行政法人法

##### （出資等に係る不要財産の納付等）

第四十二条の二 地方独立行政法人は、出資等に係る不要財産については、遅滞なく、設立団体の長の認可を受けて、これを当該出資等に係る不要財産に係る地方公共団体（次項から第四項までにおいて「出資等団体」という。）に納付するものとする。

2 地方独立行政法人は、前項の規定による出資等に係る不要財産（金銭を除く。以下この項及び次項において同じ。）の出資等団体への納付に代えて、設立団体の長の認可を受けて、出資等に係る不要財産を譲渡し、これにより生じた収入の額（当該財産の帳簿価額を超える額（次項において「簿価超過額」という。）がある場合には、その額を除く。）の範囲内で総務大臣が定める基準により算定した金額を当該出資等団体に納付することができる。

3 地方独立行政法人は、前項の場合において、出資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過額があるときは、遅滞なく、これを出資等団体に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について出資等団体に納付しないことについて設立団体の長の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

4 地方独立行政法人が第一項又は第二項の規定による出資等団体への納付をした場合において、当該納付に係る出資等に係る不要財産が出資等団体からの出資に係るものであるときは、当該地方独立行政法人の資本金のうち当該納付に係る出資等に係る不要財産に係る部分として設立団体の長が定める金額については、当該地方独立行政法人に対する当該出資等団体からの出資はなかったものとし、当該地方独立行政法人は、その額により資本金を減少するものとする。

5 設立団体の長は、第一項又は第二項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

6 前各項に定めるもののほか、出資等に係る不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(案)

令和 年 月 日

横浜市長 山中 竹春 様

横浜市公立大学法人評価委員会  
委員長 板東 久美子

### 意見書

公立大学法人横浜市立大学の地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 42 条の 2 第 1 項の規定に基づく出資等に係る不要財産の横浜市への納付について、法第 42 条の 2 第 5 項の規定に基づく横浜市公立大学法人評価委員会の意見は次のとおりである。

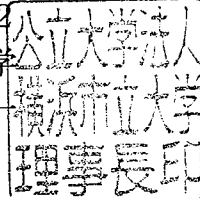
出資等に係る次の不要財産を横浜市へ納付することを認可することは適當である。

〔不要財産の内容〕

横浜市金沢区柴町 379 番 3（宅地、474.97 m<sup>2</sup>）

横 浜 市 長

横浜市金沢区瀬戸 2 2 - 2  
公立大学法人横浜市立大学  
理事長 近野 真



申請書

地方独立行政法人法第 42 条の 2 第 1 項及び同法施行令第 8 条に基づき、出資等に係る不要財産の出資等団体への納付についての認可を申請します。

1. 現物による出資等団体への納付に係る出資等に係る不要財産の内容  
横浜市金沢区柴町 379 番の 3、宅地、474.97 m<sup>2</sup>

2. 当該出資等に係る不要財産が将来にわたり業務を確実に実施する上で必要がなくなったと認められる理由

当該財産は主に外国人客員教員の宿泊施設として運営していたが、入居者の減少により令和 3 年度に管理運営を終了し、当該事業を廃止したため

3. 当該出資等に係る不要財産の取得の日及び申請の日における帳簿価額（現金及び預金にあっては、取得の日及び申請の日におけるその額）  
平成 17 年 4 月 1 日取得、88,439,414 円

4. 当該出資等に係る不要財産の取得に係る出資又は支出の額その他その内容  
88,439,414 円

5. 現物による出資等団体への納付の予定時期  
令和 6 年 12 月

6. その他必要な事項  
なし

公立大学法人横浜市立大学  
企画財務課企画財務担当 徳永  
電話：045-787-8910  
mail：hkk\_tyou@yokohama-cu.ac.jp